

「もんじゅ警報半年放置」の報道に対する機構見解

報道概要

- 「もんじゅ」の使用済み燃料プールの水質悪化を示す警報が鳴ったにもかかわらず、半年間放置されていた。
- 原子力規制委員会は 3 日、原子炉等規制法に基づく保安規定違反(監視)と認定した。

機構見解

- 燃料池水冷却浄化装置警報発報後の対応については、別添(機構HP掲載済み)に示すように、警報発報後、直ちに水質の監視強化を行い、所長指示の下、水面清浄作業、原因究明と対策に向けた取り組みの他、水質改善作業に係る業務計画書の作成を行うなど、必要な措置を実施しており、当該警報を半年間放置していた事実はありません。
- 機構としては、品質保証手続きに基づく手順を踏んだ取り組みを実施していましたが、取り組みが遅れたことは課題と認識しており、昨日の原子力規制委員会における議論もよく分析した上で、より確実な保守管理を実行し、継続的に改善を図ってまいります。

以 上

燃料池水冷却浄化装置警報発報に係る対応の経緯

平成27年11月19日 使用済燃料を保管している燃料池において不純物の濃度が高くなってきたことを示す警報が発報。担当者は機構が定める手順書に従い、①機構内関係者（担当課長及び連絡責任者）への連絡及び②フィルタの樹脂交換を行うべきところであったが、以下の理由により、手順書に従った連絡及び対応がなされなかった。

- ① の理由：管理値を十分に下回っており上昇傾向が緩慢であったことから（ $3\mu\text{S/cm}$ の管理値に対して $1.2\mu\text{S/cm}$ ）担当者が安全管理上急を要する事案ではないと判断。
- ② の理由：廃樹脂を入れるための固体廃棄物処理設備のタンクについて、事実上運用していたにも関わらず、点検計画の策定を不要とした保全計画（特別な保全計画）において管理する休止中の設備としていたため、担当課長は、速やかな樹脂供給が困難であると判断し、樹脂供給ではなく燃料池の水質を監視することとした。

平成27年12月17日 燃料池水の不純物の濃度が徐々に上昇傾向にあることから、担当課長が所内会議に報告。所長より不純物濃度の減少に向けた業務計画の作成を指示。

平成27年12月下旬～ 水質が管理値を超えないよう燃料池の水面清掃及び電導度の監視強化を継続実施。この間、電導度の上昇はみられない。

平成28年3月～4月 特別な保全計画において管理していた固体廃棄物処理設備を使用できる状態とするための方法及び樹脂未供給で使用していた燃料池水冷却浄化装置への樹脂供給方法を検討。

平成28年4月19日 最終的に手順書に定める樹脂供給作業が実施できない*と判断し、不適合報告書を発行。翌日、現地保安検査官に説明。

*樹脂供給作業を行うためには固体廃棄物処理設備が使用可能な状態にあることが条件。

（平成28年6月 保安検査において上記経緯等を説明）